

## いわき市議会委員会条例の一部を改正する条例

いわき市議会委員会条例（昭和41年いわき市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。